

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和三年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（電子基準点現地調査及び防災対策地域水準測量）

二 測量の地域 電子基準点現地調査 天理市、五條市、宇陀市、宇陀郡御杖村、北葛城郡広陵町並びに吉野郡吉野町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村及び川上村

防災対策地域水準測量 吉野郡十津川村

三 測量の期間 令和三年七月一日から令和四年二月二十八日まで